

## 第二編 物権

### 第一章 総則

#### 第七十五条 (物権の創設)

物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

#### 第七十六条 (物権の設定及び移転)

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

#### 第七十七条 (不動産に関する物権の変動の対抗要件)

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

#### 第七十八条 (動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しをしなければ、第三者に対抗することができない。

#### 第七十九条 (混同)

同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

- 2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 前二項の規定は、占有権については、適用しない。

## 第二章 占有権

### 第一節 占有権の取得

#### 第八十条 (占有権の取得)

占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

#### 第八十一条 (代理占有)

占有権は、代理人によって取得することができる。

#### 第八十二条 (現実の引渡し及び簡易の引渡し)

占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする。

- 2 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる。